**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年九月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十日

静岡県菊川市倉沢一一二一番地の一

社団法人上倉沢報徳社

清算人　堀　幹夫

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十四年十二月五日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十日

静岡県御殿場市仁杉二五五番地の二

清算法人御殿場かがやき土地改良区

清算人代表　勝又　洋逸

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年十二月六日青森県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十日

青森市大字横内字八重菊一番地

財団法人ねぶたの里福聚館

代表清算人　木下ミサエ

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年十一月二十六日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十日

和歌山県和歌山市上野町二丁目二番地

財団法人和歌山県教育厚生会

清算人　武内　正次

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十日

長崎県大村市玖島一丁目二五番地

財団法人大村国際交流協会

清算人　森　信一郎

**第八十七期決算公告**

平成二十四年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

| | |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 三、〇六七、〇九五、五九八 |
| 固定資産 | 六、九六八、四九〇、〇七三 |
| 資産合計 | 一〇、〇三五、五八五、六七一 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 八七八、〇七七、〇二六 |
| 固定負債 | 二、五四九、一〇四、九六六 |
| 株主資本 | 六、六〇八、四〇三、六七九 |
| 資本金 | 五二、八〇〇、〇〇〇 |
| 資本剰余金 | 二五、五八一、三三二 |
| 利益剰余金 | 六、五三〇、〇二二、三四七 |
| （うち当期純利益） | （一四一、一七一、〇〇三） |
| 負債・純資産合計 | 一〇、〇三五、五八五、六七一 |

平成二十五年一月十日

東京都港区南麻布四丁目一番一二号

磯野不動産株式会社

取締役社長　磯野　計一

**第一一〇期決算公告**

平成二十四年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

| | |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 一、二六五、一三五 |
| 固定資産 | 三六二、七〇九 |
| 資産合計 | 一、六二七、八四四 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 三九八、四八九 |
| 固定負債 | 一三五、五四一 |
| 株主資本 | 一、〇九三、八一三 |
| 資本金 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 資本剰余金 | 六、六六九 |
| 資本準備金 | 六、六六九 |
| 利益剰余金 | 九八七、一四四 |
| 利益準備金 | 二五、〇〇〇 |
| その他利益剰余金 | 九六二、一四四 |
| （うち当期純利益） | （一〇四、五〇八） |
| 負債・純資産合計 | 一、六二七、八四四 |

平成二十五年一月十日

兵庫県姫路市神屋町四丁目二二

サンエス石膏株式会社

代表取締役社長　村上　高久

**配当公告**

岡山県勝田郡奈義町上町川一二三五―一、商業登記簿上の本店所在地大阪府富田林市久野喜台一丁目一四番一二号

破産者　株式会社共栄製作所

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十四年（フ）第七十六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一三、七一九、五二五円

一、配当することのできる金額

金七三、五五八、一七二円

平成二十五年一月十日

岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階

破産管財人　石川　敬之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県相馬市中村字桜ケ丘一三〇番地、最後の住所福島県相馬市大曲字大毛内三一番地の一フレグランス守田一〇二号室

被相続人　亡　荒　宏樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

福島県相馬市西山字表西山九四番地の一

相続財産管理人　山城　秀人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県かすみがうら市牛渡四七七番地、最後の住所茨城県かすみがうら市牛渡二九六〇番地一

被相続人　亡　嶋田登志夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

群馬県館林市代官町一〇番二九号

相続財産管理人　平野めぐみ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県深谷市宿根一四七一番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菊地　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

埼玉県熊谷市筑波一―五六―一ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県君津市陽光台一丁目二番、最後の住所千葉県君津市陽光台一丁目二番二号

被相続人　亡　小泉　義江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号

建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西田　祥子

平成二十五年一月十日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間法律事務所

相続財産管理人　弁護士　風間　幹夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県邑楽郡明和町新里五二一番地一、最後の住所群馬県館林市つつじ町六番三号

被相続人　亡　久保庭　**滿**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

群馬県館林市代官町一〇番二九号

相続財産管理人　平野めぐみ

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県深谷市宿根一四七一番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菊地　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

埼玉県熊谷市筑波一―五六―一ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県君津市陽光台一丁目二番、最後の住所千葉県君津市陽光台一丁目二番二号

被相続人　亡　小泉　義江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号

建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西田　祥子